

「京都市動物園サポーター制度」商品提携サポーター制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市動物園サポーター制度要綱第2条第1号に規定する商品提携サポーター制度について、その取扱を定めるものである。

(要件等)

第2条 商品提携サポーター制度の対象は、事業者等から申請のあった1年間で概ね20万円以上の寄付が見込まれる商品とする。

(手続)

第3条 申請手続は、次の各号に定めるところによる。

(1) 申請

認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「商品提携サポーター制度申請書」（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、商品の概要が分かる資料を添付して提出する。

(2) 認定

ア 商品の認定は、商品提携サポーター制度認定委員会（以下「認定委員会」という。）が決定するものとし、必要と認める場合は申請者と協議のうえ、商品又は販売方法等について条件を付すことができる。

イ 次の各号のいずれかに該当するものについては認定しない。

- (ア) 法令に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (イ) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (ウ) 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのあるもの
- (エ) 選挙に関するもの
- (オ) 政治性のあるもの
- (カ) 宗教性のあるもの
- (キ) 社会問題についての意見に関するもの
- (ク) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのあるもの
- (ケ) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (コ) その他動物園のイメージを損なうおそれのあるもの

(3) 認定通知

認定を行ったときは、「商品提携サポーター制度認定通知書」（様式第2号）により申請者に通知する。

(4) 表示

申請者は、認定を受けた商品に、京都市動物園（KYOTO CITY ZOO）の名称、動物園のロゴマーク又は動物園を支援している旨の記載を表示しなければならない。

(5) 実績報告

申請者は1年間に1回、認定時に指定した月に「商品提携サポーター制度実績報告書」（様式第3号）を提出し、実績を報告する。

(6) 寄付金の納付

申請者は、実績報告書を提出した月の翌月に、京都市が発行する納付書により、あらかじめ定められた算出方法による金額を指定の期日までに納付する。

(認定委員会)

第4条 認定委員会は動物園長を委員長とし、動物園副園長、動物園総務課長、動物園総務課庶務係長及び文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課長で構成する。

2 委員長は会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

(内容の変更)

第5条 申請者は、商品や販売方法等について変更があるときは、動物園に報告し、認定委員会の認定を受けるものとする。この場合において、認定委員会は、申請者に対して再申請を求める場合がある。

(認定の取消)

第6条 認定委員会は、当該商品に欠陥等があった場合又は商品の変更等により認定することが適当でなくなった場合は、認定を取り消すことができる。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は自己の都合により申請を取り下げることができる。ただし、申請を取り下げた月までの実績報告書を提出し、申請を取り下げた月の翌月に、あらかじめ定められた算出方法による金額を納付しなければならない。

(特典等)

第8条 商品提携サポーター制度により寄付を行った者(以下「寄付者」という。)で、希望する者は、動物園ホームページに名称を掲示する。

2 前項に定めるもののほか、市長は、寄付者に対し、顕彰を行うことができる。

(申請者の責務)

第9条 申請者は、商品の内容について一切の責任を負うものとする。

2 申請者は、商品の品質やサービスを京都市が保証するものではない旨、消費者に誤解を与えないようにしなければならない。

(費用の返還)

第10条 いかなる場合であっても既納の寄付金の返還は行わない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、商品提携サポーター制度の事務取扱に関し、必要な事項は、文化市民局長が定める。

この要領は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年4月1日決定）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。